

我孫子市行政経営推進規則

平成 17 年 5 月 27 日規則第 50 号
改正

平成 18 年 6 月 30 日規則第 27 号

平成 18 年 9 月 6 日規則第 34 号

平成 19 年 3 月 28 日規則第 7 号

平成 19 年 5 月 18 日規則第 28 号

平成 20 年 5 月 27 日規則第 34 号

平成 22 年 5 月 18 日規則第 37 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 14 号

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 組織目標の設定・管理（第 3 条—第 6 条）

第 3 章 部長及び課長による行政評価（第 7 条—第 10 条）

第 4 章 指定事務事業（第 11 条—第 14 条）

第 5 章 総合計画への活用（第 15 条—第 17 条）

第 6 章 予算編成への活用（第 18 条—第 20 条）

第 7 章 人員配置、組織及び研修への活用（第 21 条・第 22 条）

第 8 章 行政評価の推進（第 23 条—第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、総合計画、分野別基本計画等に沿って実施する施策及び事務事業について、達成目標及び成果を明確にし、組織目標及び個人目標と連動させ、その評価結果を予算編成、人員配置、組織編成、事務事業の改善、人事考課等に活用することにより、本市における行政経営の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、我孫子市職務権限規程（昭和 63 年訓令第 31 号）に定めるところによる。

第 2 章 組織目標の設定・管理

（部の運営方針）

第 3 条 部長は、予算編成方針及び実施計画策定方針（以下「基本方針」という。）が示されたときは、総合計画、分野別基本計画等の所管に係る施策の中期的目標を踏まえて、関係部長との連携を図りながら、部の運営方針・課の目標設定書（様式第 1 号）により部の運営方針を定め、その所管に係る事務事業を効果的に進行管理する。

2 部長は、前項に規定する部の運営方針を定めるときは、市長の承認を得るとともに、予算又は実施計画が決定されたときは、部の運営方針を庁議に報告する。組織の改編等により部の運営方針に変更が生じたときも同様とする。

3 部長は、部の運営方針に沿って、所管する課及びその課長の目標管理を行う。

(部の運営方針に対する評価)

第3条の2 部長は、第6条第3項第2号の規定により部の運営方針・課の目標設定書が提出されたときは、課の目標に対する取り組み結果について部の運営方針に照らし評価する。

2 部長は、前項の規定により課の目標に対する取り組み結果について評価をしたときは、部の運営方針について部全体の総合評価を行う。

3 部長は、前各項の規定により評価を行った結果、改善を必要と判断したときは、必要な調整を行い、当該結果に係る改善策を策定する。

4 部長は、第1項及び第2項の規定により行った評価の結果及び前項の規定により策定した改善策を庁議（我孫子市庁議設置規則（昭和63年規則第32号）に基づき設置された庁議をいう。）に報告する。

(部に係る事務事業の進行管理)

第4条 部長は、所管に係る事務事業の円滑な進行を図るため、次に定めるところにより進行管理を行い、その進行状況を常に的確に把握する。

(1) 第11条に規定する指定事務事業 第11条から第14条までの規定により行う。

(2) 前号以外の事務事業（第13条第2項において「部長管理事業」という。） 第11条から第14条までの規定を準用して行う。

(課の目標管理)

第5条 課長は、部の運営方針に基づき、部の運営方針・課の目標設定書により課の目標を定め、その所管に係る事務事業を効果的かつ効率的に推進する。

2 課長は、課の目標を達成するため、人事考課と連動させながら、所属職員の目標管理を行う。

(課の目標に対する評価)

第5条の2 課長は、年度が終了したときは、課の目標に対する取り組み結果について部の運営方針に照らし評価する。

2 前項の規定により課の目標に対する取り組み結果について評価をした結果、改善を必要と判断したときは、必要な調整を行い、当該結果に係る改善策を策定する。

(課に係る事務事業の推進)

第6条 課長は、課の目標を達成するため、部の運営方針・課の目標設定書に基づき、その所管に係る事務事業について事務事業評価表（様式第3号）を作成し、部長に提出する。

2 前項の事務事業評価表には、部の運営方針・課の目標設定書、事務事業分担表（様式第4号）及び事務事業一覧表（様式第5号）を添付しなければならない。

3 課長は、次の各号に掲げる事項に該当したときは、それぞれ当該各号に定める帳票を

直ちに確定して部長に提出しなければならない。

- (1) 予算又は実施計画が示達されたとき 部の運営方針・課の目標設定書、事務事業評価表、事務事業分担表及び事務事業一覧表
- (2) 年度が終了したとき 部の運営方針・課の目標設定書、事務事業評価表及び事務事業分担表
- (3) 組織の改編、人事異動等があったとき 部の運営方針・課の目標設定書、事務事業評価表又は事務事業分担表のうち変更する必要があるもの

第3章 部長及び課長による行政評価

(部長の評価)

第7条 部長は、市長が指定する施策及び所管に係る事務事業について適切な進行管理及び評価を行い、効果的な施策展開を行えるようにしなければならない。

(課長の評価)

第7条の2 課長は、市長が指定する施策及び所管に係る事務事業について、必要に応じ関係課長と調整を図り、目的及び目標を明確にしなければならない。

- 2 課長は、市長が指定する施策及び所管に係る事務事業について、適切な進行管理及び評価並びに効果的な施策展開を行うため、自ら施策評価表（様式第2号）を作成し、部長に提出する。

(事前評価)

第8条 部長は、基本方針が示された場合において第6条第1項の規定により事務事業評価表が提出されたときは、同表について事前評価を行う。

- 2 市長が指定する施策を主管する部長（以下「施策主管部長」という。）は、基本方針が示された場合において、前条第2項の規定により施策評価表が提出されたときは、同表について事前評価を行う。
- 3 部長及び施策主管部長は、前各項の事前評価の結果、予算配分、人員配置、組織、職員研修等の見直しが必要であると判断したときは、企画財政部長及び総務部長と必要な調整を行う。
- 4 部長及び施策主管部長は、事前評価を終了したときは、第6条第3項各号の帳票及び施策評価表を企画課へ提出する。

(事後評価)

第9条 部長は、年度が終了し、第6条第3項第2号の帳票が提出されたときは、事後評価を行う。

- 2 施策主管部長は、前項の規定による事後評価を行ったときは、第7条の2第2項の規定により提出された施策評価表について事後評価を行う。
- 3 部長及び施策主管部長は、前各項の事後評価の結果、予算配分、人員配置、組織、職員研修等の見直しが必要であると判断したときは、企画財政部長及び総務部長と必要な調整を行う。
- 4 部長及び施策主管部長は、事後評価を行ったときは、第6条第3項各号の帳票及び施策評価表を企画課へ提出する。

(事後評価結果を踏まえた改善)

第10条 部長及び施策主管部長は、事後評価の結果を庁議に報告するとともに、次項各号の事項について決定を受けなければならない。

2 前項の事後評価の結果には、次に掲げる事項を記載した施策評価表又は事務事業評価表を添付しなければならない。

(1) 見直しを行う必要がある施策の展開の改善点と展開方向

(2) 改善を行う必要がある事務事業の改善策

第4章 指定事務事業

(指定事務事業の決定)

第11条 市長は、次の各号のいずれかの事業に該当し、当該事業についての確な進行管理を行う必要があると認めた事務事業（以下「指定事務事業」という。）について進行管理を行う。

(1) 施政方針に掲げた事業

(2) 新規事務事業

(3) 市民生活に多大な影響を及ぼす事業

(4) 予算、人員等を多く配分する事業

(5) 部局間の調整を必要とする事業

2 企画財政部長は、指定事務事業が決定されたときは、当該指定事務事業の所管部長及び所管課長に通知するとともに、庁議に報告する。

3 指定事務事業を所管する部長は、毎年度4月末までに、企画課を経て、市長に当該指定事務事業に係る進行管理表を提出し、承認を得なければならない。ただし、指定事務事業が年度途中で決定されたときは、本文の規定にかかわらず、速やかに進行管理表を提出し、承認を得なければならない。

4 指定事務事業の進行管理表の様式は、事務事業評価表とする。

(中間報告)

第12条 指定事務事業を所管する部長は、当該指定事務事業に係る9月末までの進行状況について指定事務事業中間報告書（様式第6号）を作成し、企画課を経て市長に提出する。

2 企画財政部長は、前項の指定事務事業中間報告書が提出されたときは、庁議に報告する。

(問題点及び対応の報告)

第13条 指定事務事業を所管する部長は、指定事務事業の遂行に当たって、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、直ちに、指定事務事業問題点・対応報告書（様式第7号）を作成し、企画課を経て市長に提出するとともに、庁議に報告する。

(1) 執行が3月以上遅延するおそれが生じたとき

(2) 執行が不能となったとき又はそのおそれが生じたとき

2 部長は、部長管理事業が前項各号に該当した場合において、必要があると認めたときは、市長の承認を得て庁議に報告する。

(完了報告)

第14条 指定事務事業を所管する部長は、指定事務事業が完了し、評価結果及び改善策が決定したときは、速やかに事務事業評価表を作成し、企画課を経て市長に提出する。

2 企画財政部長は、指定事務事業が完了したときは、庁議に報告する。

第5章 総合計画への活用

(実施計画に位置付ける事業の選択)

第15条 企画財政部長は、第8条第4項の規定により提出された帳票(以下「行政評価表」という。)に基づき、基本方針を踏まえて、中期的な財政見通しと連動させた実施計画を策定する。

2 実施計画は、施策の達成度、事務事業の優先度等を踏まえた計画となるように策定する。

(総合計画の進行管理)

第16条 企画財政部長は、施策及び事務事業の評価結果を総合計画の進行管理に活用する。

(基本計画策定への活用)

第17条 企画財政部長は、施策及び事務事業の評価結果を基本計画の策定に活用する。

第6章 予算編成への活用

(予算見積書の附属資料)

第18条 行政評価表は、我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)第10条に規定する歳入歳出予算見積書(第20条において「予算見積書」という。)の附属資料とする。

(部局単位の予算への活用)

第19条 部長及び課長は、部局単位の予算を編成する場合において、限られた財源、人員等を効率的かつ効果的に配分するため、行政評価表を積極的に活用しなければならない。

(評価結果の予算への反映)

第20条 部長及び課長は、第9条の規定による施策及び事務事業の評価の結果を予算編成に反映させなければならない。この場合において、当該施策及び事務事業に係る事務事業評価表を予算見積書に添付する。

第7章 人員配置、組織及び研修への活用

(人員配置、組織編成への活用)

第21条 総務部長は、企画財政部長と連携し、施策及び事務事業の事前及び事後の評価結果を事業への人員配置及び組織編成に活用する。

(研修)

第22条 総務部長及び所管部長は、実施計画並びに施策及び事務事業の事前及び事後の評価結果を踏まえて、必要な研修を計画して実施する。

第8章 行政評価の推進

(庁議決定事項)

第23条 次に掲げる事項は、庁議の決定を受けなければならない。

- (1) 事後評価の結果を踏まえた施策展開の方向と事務事業の改善策の決定に関すること。
- (2) 行政評価制度の見直し方針の決定に関すること。

(3) その他行政評価の進行管理に関すること。

(調整会議)

第24条 行政評価に関する次に掲げる事項について調査、研究、調整及び作業を行うため、行政評価調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(1) 事前評価及び事後評価

(2) 行政評価の結果を反映する行政経営の仕組みづくり

(3) 行政評価の結果に基づく行政評価制度の見直し

2 調整会議は、総合計画、予算、組織及び行政改革を担当する職員で構成する。

3 調整会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(評価結果の公表)

第25条 市長は、透明性のある行政経営を実現するため、次に掲げる情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(1) 事前の公表

ア 部の運営方針・課の目標設定

イ 施策評価表

ウ 事務事業評価表

(2) 事後の公表

ア 部の運営方針・課の目標設定への取組結果

イ 施策評価表（評価結果）

ウ 事務事業評価表（評価結果）

エ 評価結果を踏まえた施策展開の方向の見直し

オ 評価結果を踏まえた事務事業の改善策

カ 前年度の評価結果を踏まえた改善策の実施状況

2 前項の公表は、広報あびこ及び市ホームページに掲載する方法により行う。

(様式の書式)

第26条 この規則に定める様式のひな型については、別に定める。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年度に実施する事務事業及び施策から適用する。

(我孫子市事務事業進行管理規則の廃止)

2 我孫子市事務事業進行管理規則（平成11年規則第34号）は、廃止する。

附 則（平成18年6月30日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行政経営推進規則様式第2号、様式第3号及び様式第5号は、平成19年度に実施する事務事業及び施策から適用し、平成18年度に実施する事務事業及び施策については、なお従前の例による。

(我孫子市庁議設置規則の一部改正)

3 我孫子市庁議設置規則(昭和63年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 重要な施策及び事務事業並びに事務事業評価の結果を踏まえた改善その他市全体の業務管理制度に関する事項

第2条第3項第5号を次のように改める。

(5) 部の運営方針、重要な事務事業の進行管理、施策及び事務事業評価の結果に関する事項

附 則(平成18年9月6日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月18日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年5月27日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行政経営推進規則の規定は、平成20年度に係る施策及び事務事業から適用する。

附 則(平成22年5月18日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の我孫子市行政経営推進規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月31日規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。